『医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金支給事業』のご案内

　物価高騰の影響により、電気代の負担が増加している医療・社会福祉施設等の負担軽減を図るため、支援金を支給します。

支援金の額

　・病院　　　　　　　　　　　　　　　　　１２，０００円×病床数

　・有床診療所（医療・歯科）　　　　　　２００，０００円

　・無床診療所（医療・歯科）　　　　　　１００，０００円

　・薬局、訪問看護事業所、助産所　　　　　５０，０００円

　・居宅サービス（訪問系、相談系）　　　　５０，０００円

　・通所サービス、日中活動系サービス　　　　５，０００円×定員数

　・入所、居住系サービス　　　　　　　　　１０，０００円×定員数

支給対象者

　・保険医療機関（病院、診療所）、保険薬局、指定訪問看護事業所、助産所

　・道内の指定介護サービス事業所、軽費老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム

　・道内の指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所、障害者支援施設、障害児

　　入所施設、指定一般・特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業

　　※詳細は「医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金の対象施設」を確認願います。

支給要件

　・基準日（４月１日）現在において、保険医療機関（指定を受けている介護保険（障害福祉）

　　サービス事業所等）であり、開設していること。

　・申請日時点において、廃止・休止していないこと。

申請について

　【委託先】

　　申請及び支払いに関する業務を北海道国民健康保険団体連合会に委託しております。

　【申請書の送付について】

　　支給対象施設に対し、交付申請書を直送します。**発送予定日：７月１８日**

　【申請書の提出について】

　　交付申請書が届きましたら、内容確認の上、同封の返信用封筒を使用し、北海道国民健康保険団体連合会あて郵送してください。

　【申請受付期間】

**令和５年（２０２３年）７月１８日から令和５年（２０２３年）８月３１日まで**

支援金の支払いについて

　①交付申請書が７月３１日（月）までに到着したもの・・・８月下旬振込予定

　②交付申請書が８月１日（火）～８月３１日（木）までに到着したもの

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・９月下旬振込予定

　※月末までに到着した申請は、翌月に支払う予定ですが、書類の記載不備等により、翌月払い

　とならない場合がありますので、ご了承願います。